

刑事実務教養における講師の委嘱について（例規）

（最終改正：平成20年3月21日 捜一第28号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

刑事警察充実強化対策要綱に基づき、優れた捜査官の育成を図るため、次により退職した元捜査官を刑事実務教養の講師に委嘱して、捜査技術等の伝承的教養を推進することとしたので、効果的な運用に努められたい。

記

1 講師の選考と委嘱

- (1) 講師の選考は、長年、刑事警察に従事し、かつ、豊富な捜査知識と技術を有する年齢65歳以下の退職者の中から、刑事部主管課長の推薦に基づき、刑事部長が適任者を選考する。
- (2) 講師の委嘱は、警察本部長が委嘱書（別記様式）を交付して行う。
- (3) 講師の委嘱期間は、原則として2年とし、再委嘱を妨げないものとする。ただし、講師から辞嘱の申出があったとき、又はその任務を遂行するに適さない理由があると認めるときは、これを解嘱することができる。

2 教養の実施

講師による教養の実施は、県警察学校における刑事実務教養及び捜査研究会、並びに講習会とする。

3 教養内容

教養の内容は、おおむね次に掲げる捜査実務とする。

- (1) 取調べ、聞き込み及び内偵要領
- (2) 捜索、差押等の要領
- (3) 検視要領
- (4) 帳簿捜査要領
- (5) 鑑識及び鑑定要領

4 この教養に関する事務は、刑事部刑事企画課において行うものとする。

（別記様式省略）